

補助対象事業一覧			
区分		対象経費・品目	補助額
防災訓練事業	避難訓練、避難所開設訓練、避難所運営訓練、救助救出訓練、図上訓練等	報償費（講師謝礼等）、講師等の旅費、訓練に必要な消耗品費、炊き出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、訓練に必要な防災資機材の購入（購入価格2万円以上で訓練に使用した場合に限る。）等	補助対象経費の3分の2以内 （上限3万円）
防災意識啓発事業	防災講演会	報償費（講師謝礼等）、講師等の旅費、講演に必要な消耗品費、講演に必要な資機材の借上げ料等	補助対象経費の3分の2以内 （上限3万円）
	先進地視察研修	報償費（講師謝礼等）、旅費、視察研修に必要な車両借上げ料等	補助対象経費の2分の1以内 （上限3万円）
	地区防災マップ、啓発冊子の作成等	事業に必要な消耗品費、印刷製本費	補助対象経費の3分の2以内 （上限3万円）
要配慮者対策事業	個別避難計画作成等	報償費（講師謝礼等）、講師等の旅費、事業に必要な消耗品費、事業に必要な資機材の借上げ料等	補助対象経費の10分の10以内 （上限3万円）
	要配慮者対策資機材	大人用・子ども用おむつ、おしりふき、生理用品、エアーストレッチャー、車いす、可搬ロープ等	補助対象経費の2分の1以内 （上限3万円）
	要配慮者用食料	離乳食、ミルク、おかゆ、ゼリー飲料等	補助対象経費の2分の1以内 （上限3万円）
地区防災計画作成事業	地区防災計画作成等	報償費（講師謝礼等）、講師の旅費、事業に必要な消耗品費、事業に必要な資機材の借上げ料等	補助対象経費の10分の10以内 （上限3万円）
防災士養成事業	防災士養成講座の受講に要する経費	防災士養成講座受講料、防災士資格試験受験料、防災士資格認証登録料（資格取得後5年は当該自主防災組織に属すること。）	補助対象経費の2分の1以内 （上限3万円）
防災資機材購入等事業	防災資機材	【情報収集・伝達用具】 ハンドマイク、防災ラジオ等	補助対象経費の3分の2以内 （上限3万円）
		【消火用具】 消火バケツ、消火器等	
		【救助用具】 担架、バール、チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、ハンマー、ロープ、ライト、懐中電灯、ランタン、ヘルメット、保護メガネ、投光器、発電機、安否確認用物品等	
		【救護用具】 救急セット、テント、簡易ベッド、毛布、シート、不織布マスク、防護ガウン、手袋等	
		【給水・給食用具】 給水タンク、ろ過機、ポリタンク、炊飯装置、やかん、カセットコンロ、鍋、食器セット、サランラップ等	
		【その他の資機材】 簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ホワイトボード、コードリール等	
	非常用備蓄食料	アルファ化米、パン、レトルト食品（いずれも5年保存以上のもの）、水（10年保存以上のもの）等	補助対象経費の2分の1以内 （上限3万円）

備考

- リース、レンタルや使用料等の申請は認められません。
- 防災士養成事業について、資格取得できなかった場合は、交付対象となりません。
- インターネット通販などで購入をする場合は、領収書等実績報告の際に必要な書類を用意できるようにしてください。
- 上記の記載内容は一例です。上記以外についての対象の可否については、川越町が決定しますので、担当課へ事前にご相談ください。